

令和5年第8回農業委員会総会議事録

開 催 日 時	令和5年8月29日	自 13時29分 至 13時50分
場 所	壮 警 町 役 場 大 会 議 室	
出 席 状 況	出席委員 委員 1 番 毛 利 文 康 委員 2 番 堀 口 英 男 委員 3 番 畠 山 惠美子 委員 4 番 岩 倉 賢 一 委員 5 番 木 村 大 作 委員 6 番 佐 藤 慶 太 委員 7 番 松 本 敏 春 委員 8 番 清 水 俊 一 欠席委員 ・ 事務局長 齋 藤 誠 士 ・ 課長補佐 篠 原 賢 司 ・ 主 事 山 田 和 樹	
議 事 日 程	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について	
備 考	議長は、会議録署名委員に次の2名を指名した。 委員 3 番 畠 山 惠美子 委員 4 番 岩 倉 賢 一	

議 事 録

・会長挨拶の後、令和5年第8回農業委員会総会を宣し、日程第1議事録署名委員2名を指定し、日程第2会期の決定をした後、日程第3事務報告を読み上げた。

議長 清水 俊一

日程第4の内、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局長説明願います。

事務局長

・議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての説明

1 土地の表示

所在	壮瞥町字●●●●	公簿	●	現況	●	●●●m ²
	字●●●●		●		●	●●●m ²
	字●●●●		●		●	●●●m ²
	字●●●●		●		●	●●●m ²
				田計		●●●m ²
				畑計		●●●m ²
				合計		●●●m ²

区分 民地

譲渡人 ●● ●●

世帯員男女 男●名 女●名 計●名

農従専男女 男●名 女●名 計●名

経営状況 自作地 田 ●●●m² 畑 ●●●m² 計●●●m²

賃借地 田 ●●●m² 畑 ●●●m² 計●●●m²

譲受人 ●● ●●

世帯員男女 男●名 女●名 計●名

農従専男女 男●名 女●名 計●名

経営状況 自作地 田 ●●●m² 畑 ●●●m² 計●●●m²

賃借地 田 ●●●m² 畑 ●●●m² 計●●●m²

契約の内容 ●●●●

申請の理由 譲渡人 子へ農地を生前贈与したい。

譲受人 親より農地を譲り受け農業経営を継続したい。

なお、●●氏は現在●●歳、息子の●●氏は●●歳となっております。

また、議案の後ろに申請書と図面等を添付しておりますので、併せてご覧ください。説明は以上です。

議長 清水 俊一

ただいま事務局長が説明をいたしました、農地法第3条の規定による許可申請についてご質問を伺います。

————— 「ありません」という声あり —————

特に発言がないようであれば農地法第3条の規定による許可申請について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

————— 「ありません」という声多数 —————

ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第4の内、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局長説明願います。

事務局長

・議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての説明。

1 土地の所在 壮瞥町字●●●●

地目 公簿 ● 現況 ●

地積 ●●●m²

土地の所在 壮瞥町字●●●●

地目 公簿 ● 現況 ●

地積 ●●●m²

計 ●●●m²

区分 民地

種地区分 第3種農地

目的 牛舎と付帯する通路、犬走りの建設

転用計画の内容

牛舎 1棟 ●●●m²

通路 ●●●m²

犬走り ●●●m²

合計 ●●●m²

転用者 ●● ●●

申請理由 経営規模拡大のため、牛舎と付帯する通路、犬走りを設

置する。

●●●●より、同社所有の●●●-●●●の採草放牧地（●●●●m²）の一部（●●●●m²）と、同●●●-●●●の採草放牧地（●●●●m²）の一部（●●●●m²）の合計●●●●m²について、牛舎と付帯する通路、犬走りを設置したいと申請が提出されました。

総建設面積は●●●●m²ですが、●●●-●●●にすでに転用許可を受けた箇所があり、この部分と重複する●●●●m²を引いた残りの●●●●m²を転用するものです。

総事業費は●●●●円で、日本政策金融公庫から融資を●●●●円受け、不足分は自己資金となりますが、提出された残高証明には不足分を超える残高があり、資力は十分と判断されます。

当該地は農業振興地域の白地で、水道、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、●●●m以内に2つ以上の教育施設（小学校と中学校）がある農地のため第3種農地に該当します。

また、北海道農業会議への意見聴取については、転用面積が●●●a（●●●●m²）以下であり、転用目的が農業用施設に該当する場合は、意見聴取の対象から除外できると規定されております。

本件は転用面積●●●●m²なのと、農業会議に確認したところ牛舎は農業用施設とのことでしたので、農業会議への意見聴取は行わず、本日議決されれば許可書を発行します。

なお、議案の後ろに申請書と設置場所の図面を、別冊に転用箇所及び牛舎の図面と見積書の写しを添付しておりますので、併せてご覧ください。説明は以上です。

議長 清水 俊一

ただいま事務局長が説明いたしました、農地法第4条の規定による許可申請について審議するわけですが、農地法第4条の規定による許可申請は現地調査を行って決定するものですが、先程全員で現地を確認しておりますので、農地法第4条の規定による許可申請についてご意見、ご質問を受けたいと思います。質問、ご意見ございませんか。はい、1番毛利委員。

1番 毛利委員

1番毛利です。先ほど現地を確認いたしましたので問題ないと思います。

議長 清水 俊一

先ほど全員で現地を見てきたので問題ないのではないかとのご意見が

ございましたけれども、他に何かございませんか。

————— 「ありません」という声あり —————

他に発言がなければ、農地法第4条の規定による許可申請について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

————— 「異議なし」という声あり —————

ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第4の内、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局長説明願います。

事務局長

・議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明

1 土地の所在 壮警町字●●●●

地目 公簿 ● 現況 ●

地積 ●●●m²の内●●●●m² 合計●●●●m²

区分 民地

契約内容 ●●

目的 ●●●●が冬期間開設するバナナボートコースとして

種地区分 第2種農地

転用計画の内容 バナナボートコース ●●●m²
合計●●●m²

所有者 ●● ●●

転用者 ●● ●●

申請理由 ●●●●が、冬期間開設するバナナボートのコースとして下記の期間一時転用する。

期間 許可の日から 令和6月31日まで

2 土地の所在 壮警町字●●●●

地目 公簿 ● 現況 ●

地積 ●●●m²の内●●●●m² 合計●●●●m²

区分 民地

契約内容 使用賃借

目的 ●●●●が冬期間開設するバナナボートコースとして

種地区分 第2種農地

転用計画の内容 バナナボートコース●●●m² 合計●●●m²

所有者 ●● ●●

転用者 ●● ●●

申請理由 ●●●●が、冬期間開設するバナナボートのコースとして下記の期間一時転用する。

期間 許可の日から 令和6月31日まで

本件につきましては、先月の農業委員会総会後の協議会で説明をしており、内容について番号1と2を併せて説明いたします。

議案の後ろに申請書と一時転用箇所的位置図、●●●●バナナボートコース計画・求積図を、別冊にバナナボートに関する昨年度の収支決算書と本年度の収支予算書を添付しておりますので、併せてご覧ください。

一時転用面積と場所につきましては、昨年と同じ場所となります。

一時転用の内容は、降雪後にコースを示すポールを立てるだけで、農地の地形変更は無く、営業終了後はポールの撤去をするのみと聞いております。

当該地は農業振興地域の白地で、他の農地区分に該当しない農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地のため第2種農地に該当します。

第2種農地の転用の場合、他に代替地が無かったかを検討し、当該地以外に代替地が無い場合に転用が認められます。

本件は、バナナボートの発着点が●●●●の敷地内で、そこから片道●●●mのコース設定した場合、付近の山と●●●線を避けた、旧●●小学校敷地から●●氏と●●氏の所有農地（農地以外の土地もある）を通る以外にコースを設定できないため、当該地以外に代替地が無いと判断されます。

また、北海道農業会議への意見聴取は必要となりますが、北海道農業会議より事務手続きの迅速化を図るため、農業委員会において、「北海道農業会議への意見聴取を行う」「当該転用事案の整理（農地区分の判断や立地基準・一般基準の確認）」「農業委員会及び農業会議の判断が「許可相当」で一致した場合に限り、会長専決で許可書を交付する」等、あらかじめ議決しておくことで1度の総会で許可書の交付手続きを可能とする判断が示されておりますので、そのように取扱いたいと思います。

長くなりましたが、説明は以上です。

議長 清水 俊一

只今、事務局長が説明をいたしました、農地法第5条の規定による許可申請についてご意見、ご質問ございませんか。

「ありません」という声あり

特に発言がなければ、農地法第5条の規定による許可申請について北海道農業会議に意見聴取を行い、意見聴取の結果「許可相当」と回答があった場合は、会長専決で許可書を交付することにご異議ございませんか。

「ありません」という声多数

議長 清水 俊一

ご異議なしと認め、原案のとおり決定を致します。
本日附議された案件は全部終了いたしました。